多核種除去設備等処理水の取扱い方法について、国民・県民理解の醸成と風評対策の抜本的強化を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」という。)の取扱い方法について、現在、複数の方法が検討されているが、県内外の漁業者を始め、多くの県民から、海洋や大気への放出反対や慎重な対応を求める声など様々な意見が上がっている。また、当県に対する新たな風評が懸念されていることから、科学的根拠に基づいたALPS処理水の取扱いの妥当性・安全性を国内外に発信すること、また、県民が将来にわたって納得のできる実効性のある風評対策を分かりやすく示すことなど、国民・県民理解のための継続的な取組が求められている。

原子力政策及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興は、国と東京電力の責任で成し得るべきものである。今回のALPS処理水の取扱いについても同様であり、当県の復興を左右する重要な課題であることから、ALPS処理水の取扱いによって、復興の円滑な進捗を阻害する問題の発生や新たな風評を助長するようなことがあってはならない。我々は、この問題に対応する国の姿勢に毅然とした態度で臨む覚悟である。

よって、国においては、ALPS処理水の取扱い方法について、国民・県民理解の醸成と風評対策の抜本的強化に継続的に取り組み、国としての責務を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

衆 議 院 議 長 参 院 長 議 議 内 閣 総 理 大 臣. 大 農 林水 産 臣 業 大 臣 経 済 産 環 境 大 臣 復 興 大 臣 原子力規制委員会委員長

宛て

福島県議会議長 太田光秋